

被災者に対する相談や見守り等の各種支援について

1 パーソナルサポート支援（実施主体：市、委託先：共生地域創造財団）

① 支援の概要

復興支援員制度を利用し、被災世帯の生活状況の調査・把握を行い、震災により精神的・経済的な生活課題を複合的に抱えている世帯を中心として、各種支援制度を効果的に活用しながら個々の課題の解決に向けた伴走型の生活再建支援（パーソナルサポート）を実施しています。

② 現状

在宅被災者のほか、災害公営住宅を始めとする恒久住宅に移転した被災世帯について、復興支援員 5 名を委嘱して生活状況の調査・把握を行い、支援を継続しています。

平成 30 年度から在宅被災者等を中心に再調査を実施し、状態変化や懸案事項の把握に努めています。

活動実績等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来所相談	63	140	71	41	34
電話による支援	233	362	114	92	74
訪問による支援	1,402	1,704	1,758	1,566	895
訪問（不在）	573	518	588	463	407
連携協働	325	309	97	107	41
支援会議等	199	203	76	14	36
計	2,795	3,236	2,704	2,283	1,487

③ 主な課題と対策

- ・復興支援員制度は令和 2 年度までとされていたが、復興庁の設置期限が 10 年間延長されること、また、地震・津波被災地の復興事業は令和 3 年度以降の 5 年間で復興事業の役割を全うすることを目指すという方向性が、昨年 11 月に開催された国の復興推進委員会の復興基本方針骨子案で示されています。これについては今年度の通常国会にて関連法案が提出される見込みであるが、こうした状況を踏まえ、今後の財源の確保や制度終了後の支援の方向性を定める必要性があります。
- ・一方で、被災世帯以外にも高齢者の独居世帯や高齢夫婦のみの世帯を中心に、支援が必要な世帯が増加していることから、一般施策による事業展開を検討する必要があります。

2 生活支援相談員による支援（実施主体：大船渡市社会福祉協議会）

① 活動の概要

生活支援相談員は、被災者の生活課題を把握し、支援を要する人が必要なサービスを利用できるよう、県内の各市町村社会福祉協議会に設置されました。

大船渡市社会福祉協議会の生活支援相談員は、通称「陽だまりサポーター」と呼ばれ、応急仮設住宅を中心に被災世帯等の見守り・相談・情報提供を行ってきたほか、地域住民相互の交流促進を図るため、サロン活動や自治会支援活動等を実施しています。

複合的な課題を抱えている処遇困難ケースについては、伴走型の生活再建支援を実施する市のパーソナルサポート事業に結びつける等、関係機関との連携を行っています。

② 現状

当初、主に応急仮設住宅入居者に対する支援を行ってきましたが、応急仮設住宅から恒久的な住宅への移行に伴い、支援の対象は災害公営住宅入居者等になっています。

活動実績等	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
生活支援相談員数	23	23	23	20	20
対象世帯数	1,884	1,474	1,311	914	534
訪問等支援回数	14,293	12,080	10,905	9,409	6,613
相談件数	14,521	11,410	10,905	9,409	6,613

③ 主な課題と対策

- ・ 県では被災者支援の方向性として、第2期復興・創生期間においても生活支援相談員を継続して配置し、市町村における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備に資する被災者支援の実施を検討しています。（国及び県予算が措置される前提での検討であり、未確定）
- ・ 災害公営住宅は高齢者世帯が多く、今後も保健師等と連携した生活支援相談員等による見守りに加え、孤立防止・見守り支援体制の構築が必要です。
- ・ 複合的な課題を抱えた世帯が多く、関係機関が一体となった支援が求められます。

3 高齢者の支援

① 支援の概要

これまでは、介護保険制度の介護予防把握事業として個別訪問を実施しています。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る生活支援として「80歳以上の一人暮らし高齢者の見守り訪問」として実施しています。

項目	説明
目的	基本チェックリストでのアセスメントにより、閉じこもり、低栄養等で何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防活動や必要な支援を行う。
対象	75歳以上の高齢者のみの世帯で、かつ、介護保険サービスを利用していない世帯
地区	町ごとに、自宅、災害公営住宅、民間アパート等を個別に訪問する。
訪問者	市の介護支援相談員、大船渡地域こころのケアセンター職員

② 現状

平成27年度以降の訪問内容は次のとおり。

年度	訪問地区	年度	訪問地区
平成27年度	盛町 (409人)	平成30年度	末崎町 (297人)、猪川町 (271人) 三陸町越喜来 (167人)
平成28年度	赤崎町 (198人) 三陸町吉浜 (72人)	令和元年度	立根町 (311人)、日頃市町 (127人)
平成29年度	大船渡町 (730人) 三陸町綾里 (149人)	令和2年度	市内全域 (625人)

※災害公営住宅について、上記要件に該当する世帯の訪問のほか、本人、家族、近隣住民等から介護に係る相談を受けた場合には、保健師等が個別に訪問対応しています。

③ 主な課題と対策

- ・災害公営住宅では、入居者に占める高齢者の割合や、入居戸数に占める高齢者の単身戸数の割合が高いことから、陽だまりサポーター、健康推進課の健康見守り訪問等と連携した支援が必要です。
- ・災害公営住宅に「集いの場」を設け、入居者の閉じこもりや孤立を防止し、また、お茶っこ会、趣味の活動等により交流を図り健康に暮らせる取組が必要です。

4 健康支援

(1) 支援の概要

被災者支援総合交付金を活用し、専門職（看護師等）による健康見守り訪問や健康運動教室、食生活改善交流会等を実施し、被災者の健康維持・増進をはじめ、入居者間の交流促進を図っています。

(2) 現状

〔健康見守り訪問〕

- ・看護師等の専門職を臨時に2名雇用し、各災害公営住宅を月に1回訪問。健康相談・指導・助言を実施しています。
- ・陽だまりサポーターや共生地域創造財団と連携しつつ、関係機関と情報共有を図ると共に、状況に応じて関係機関に連絡し対応するなど、きめ細やかな支援を実施しています。

○対象者数（令和2年4月現在）

入居者（高齢者、独居等） 116世帯 119人

○令和元年度実績 訪問件数1,623件、対面件数987人

〔健康運動教室〕

- ・自宅でも安全にできる運動教室を実施し、運動習慣の意識付けや入居者間の交流を深め、コミュニティ形成の促進を図っています。令和2年度は、各災害公営住宅の集会室等で延べ20回開催します。

○令和元年度実績 実施回数20回、延べ参加人数113人

〔食生活改善交流会〕

- ・生活習慣病を予防するため、バランスの良い食事の啓発と共に、入居者間の交流によるコミュニティ形成の促進を図っています。令和2年度は集会室等で延べ5回開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、7月に関係団体と協議し今年度の実施の中止を決定しました。

○令和元年度実績 実施回数5回、延べ参加人数37人

(3) 主な課題と対策

- ・災害公営住宅は高齢者や独居の入居者が多く、自らの健康管理が難しい状況になっています。
- ・「健康見守り訪問」「健康運動教室」について新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施していますが、「食生活改善交流会」については、関係団体と協議した結果、3密を回避することが困難なことから、令和2年度の実施は中止しました。
- ・国から事業終期を検討するよう求められている状況を踏まえつつ、通常地域保健活動の中で継続実施していくものと、被災者支援として期間を区切り実施するものの検討が必要です。